

令和2年度和歌山地方最低賃金審議会
第3回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会議事要旨

- 1 開催日時 令和2年10月19日（月）午後4時00分～同4時45分
- 2 開催場所 和歌山労働局3階会議室
- 3 出席者 公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議題
 - (1) 金額審議について
 - (2) その他
- 5 議事内容
 - (1) 事務局から他局の結審状況について説明を行った。
 - (2) 労使双方から金額提示されたが一致せず、公労、公使の個別協議を行った。
 - (3) 労使の歩み寄りの結果、合意に達し、1円引上げ949円とすることが全会一致で決議された。
 - (4) 本審会長への報告書案を作成、承認された。また、審議会令第6条第5項を適用し労働局長への答申文案を作成、承認された。

以上



令和2年10月19日

和歌山地方最低賃金審議会

会長 富山信彦 殿

和歌山地方最低賃金審議会

和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 金川めぐみ

和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日和歌山地方最低賃金審議会において付託された和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	足立聖子	金川めぐみ	富山信彦
労働者代表委員	遠藤和也	岡野俊也	柳谷一幸
使用者代表委員	芹澤全	橋本剛治	和歌哲也

(五十音順)

和歌山県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間949円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月30日



令和2年10月19日

和歌山労働局長

池田真澄 殿

和歌山地方最低賃金審議会

会長 富山信彦

和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月21日付け和労発基 0821 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

和歌山県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間949円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月30日